

北海道告示第 10025 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 1 月 12 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
余市区域（余市郡漁業協同組合の地区）	一般大型定置漁業及び秋さけ定置漁業
島牧第一区域（島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字富浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び字豊浜の地域）	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるえびかご漁業
室蘭区域（室蘭漁業協同組合の地区）	総トン数 5 トン以上 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業
登別区域（いぶり中央漁業協同組合の地区のうち、登別市の地域）	総トン数 5 トン以上 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業
虎杖浜区域（いぶり中央漁業協同組合の地区のうち、白老町字虎杖浜の地域）	総トン数 5 トン以上 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業
苫小牧、厚真、鵠川区域（苫小牧漁業協同組合及び鵠川漁業協同組合の地区）	小型漁船漁業であって、苫小牧漁業協同組合の地区の者が営む漁業（1、2、4、5 及び 6 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※ 1、2、4、5 及び 6 に掲げる漁業とは、 1 ほたて貝けた網漁業 2 ほっき貝けた網漁業（けた網を使用してほっき貝をとることを目的とする漁業をいう。）であって、苫小牧漁業協同組合の地区の者が営む漁業 4 総トン数 5 トン未満の漁船によるす

けとうだら刺し網漁業

5 総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業

6 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。

様子区域(日高中央漁業協同組合の地区のうち、様子町字平宇(ただしビライト川以東を除く)及び字鶴苔の地域)

小型漁船漁業

庶野区域(えりも漁業協同組合の地区のうち、えりも町字庶野及び字目黒の地域)

ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業

たこを主とする小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船によりたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。)

小型漁船漁業(1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。)

※1及び2に掲げる漁業とは、

- 1 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業
- 2 たこを主とする小型漁船漁業をいう。

総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業及び秋さけ定置漁業

広尾区域(広尾漁業協同組合の地区)

総トン数15トン以上30トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業、総トン数15トン以上30トン未満の漁船による一般刺し網漁業、総トン数15トン以上30トン未満の漁船によるいか釣り漁業及び総トン数15トン以上30トン未満の漁船による一般釣り漁業

つぶ(えぞばい貝)かごを主とする小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえぞばい貝をとることを主として営む漁業をいう。)

総トン数10トン以上15トン未満の漁船による漁業(3及び4に掲げる漁業以外の漁業を

いう。)及び小型漁船漁業(3から6までに掲げる漁業以外の漁業をいう。)

※3から6までに掲げる漁業とは、

- 3 総トン数30トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び春さけ定置漁業
- 4 総トン数3トン以上15トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 5 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業
- 6 つぶ(えぞばい貝)かごを主とする小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえぞばい貝をとることを主として営む漁業をいう。)をいう。

散布区域(散布漁業協同組合の地区)

春さけ定置漁業

浜中区域(浜中漁業協同組合の地区)

総トン数10トン以上15トン未満の漁船による漁業(1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。)及び総トン数5トン以上の漁船による小型漁船漁業(1に掲げる漁業以外の漁業をいう。)

※1及び4に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業をいう。

根室、歯舞、根室湾中部、別海、野付区域(根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合及び野付漁業協同組合の地区)

総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業であって、根室漁業協同組合に所属する者が営む漁業

西網走区域(西網走漁業協同組合の地区)

ほたて貝けた網漁業

沙留区域(沙留漁業協同組合の地

総トン数10トン以上20トン未満の漁船によ

区)

る漁業(1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。)、小型漁船漁業(1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。)及び底建網漁業

※1及び2に掲げる漁業とは、

- 1 ほたて貝けた網漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。

小型定置漁業

雄武区域(雄武漁業協同組合の地区)

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業(1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。)、小型漁船漁業(1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。)及び底建網漁業

※1及び2に掲げる漁業とは、

- 1 ほたて貝けた網漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。

小型定置漁業

枝幸区域(枝幸漁業協同組合の地区)

かれい刺し網を主とする小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用してかれいをとることを主として営む漁業をいう。)及び小型定置漁業を合わせ営む漁業

たこを主とする小型漁船漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業

宗谷区域(宗谷漁業協同組合の地区)

秋さけ定置漁業

稚内区域(稚内漁業協同組合の地区のうち、天塩郡豊富町を除く地域)

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業

総トン数5トン未満の漁船による小型漁船漁業

総トン数5トン以上の漁船による小型漁船漁業

秋さけ定置漁業

小型定置漁業